

## ねんりんピック岐阜2020ロゴ等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ねんりんピック岐阜2020(以下「大会」という。)のテーマ、シンボルマーク、ロゴ、ミナモ等(以下「ロゴ等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ロゴ等はデザインガイドマニュアルに定めるものとする。

(使用承認等)

第3条 ロゴ等を使用する場合は、あらかじめ「ねんりんピック岐阜2020ロゴ等使用承認申請書」(様式第1号)をねんりんピック岐阜2020実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届け出は不要とする。

- (1) 国、地方公共団体及び一般財団法人長寿社会開発センター、明るい長寿社会推進機構、大会会場地市町の実行委員会、各交流大会の種目競技団体及びこれに加盟する団体、財団法人全国老人クラブ連合会、都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会、岐阜県内の市町村老人クラブ連合会が営利を目的とせず使用する場合
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する場合
  - (3) 報道機関が大会の報道及び広報の目的で使用する場合
  - (4) その他、会長が認めたとき
- 2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請に係るロゴ等の使用の承認の可否について審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、ロゴ等の使用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。
- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
  - (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
  - (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
  - (4) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
  - (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
  - (6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
  - (7) ロゴ等を使用する者が次のいずれかに該当する場合
    - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
    - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (8) その他承認することが不相当と会長が認めた場合
- 3 前項の通知は、「ねんりんピック岐阜2020ロゴ等使用承認(承認内容変更)通知書」(様式第2号)又はね

んりんピック岐阜2020ロゴ等使用不承認通知書」(様式第3号)によるものとする。

(使用料)

第4条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴ等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式等を正しく使用すること。ただし、会長が認めたときはこの限りではない。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (3) 使用にあたっては、承認番号を付記すること。ただし、使用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができる。

2 ロゴ等を使用する権利は、第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(見本品等の提出)

第6条 ロゴ等を使用する者は、見本品等を速やかに会長に提出しなければならない。

ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

なお、写真は見本品の全体が写されているもの及びロゴ等の使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 ロゴ等の使用承認を受けた者が、ロゴ等使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ねんりんピック岐阜2020ロゴ等使用承認内容変更申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(承認の取消し)

第8条 会長は、ロゴ等の使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消しは、「ねんりんピック岐阜2020ロゴ等使用承認(承認内容変更)取消通知書」(様式第5号)により通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取消された者は、承認取消しがあった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

4 前3項の規定に基づき、デザインの使用を取消された者に生じる経費(改修費用、成果品の作製費用等)は、当該使用を取消された者が負担するものとする。

(報告義務)

第9条 ロゴ等を使用する者は、会長の求めがあったときは、ロゴ等の使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

(使用期限)

第10条 ロゴ等の使用期間は、実行委員会が解散する日までとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月31日から施行する。